

報告第 2 号

## 地域自治組織等小委員会経過報告

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程第 9 条に基づき、地域自治組織等小委員会の経過について別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

## 地域自治組織等小委員会報告書

### 1 第3回地域自治組織等小委員会

開催日時：平成15年12月5日（金） 14：00～16：00  
開催場所：浜益村役場3階 浜益村議会議場  
出席委員：委員15名中12名出席

#### (1) 協議事項

第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」について平成15年11月13日に第27次地方制度調査会から内閣総理大臣に提出された「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」いわゆる最終答申に基づき、事務局より説明を受けた。

中間報告からの主な変更点としては、

- ・ 現在の合併特例法は延長しないが、平成17年3月31日までに知事への合併申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、財政支援措置等を適用する旨の経過措置を置くこととする。
- ・ 平成17年4月以降に制定される合併新法においては、都道府県が合併に関する構想を策定することとし、構想に入るべき小規模な市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安とするが、地理的条件や人口密度などを考慮する。
- ・ 市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断によって設置できることとする。
- ・ 地域自治組織のタイプとしては、地方自治法の改正が想定される一般制度として行政区的なタイプ（法人格を有しない）を導入すべきであるが、合併に際し、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する）を設置できることとする。

など、最終答申について理解を深めた。

#### (2) 今後のスケジュールについて

現行合併特例法に規定される「地域審議会」や来年3月頃に通常国会へ提案予定である地方自治法の改正、合併新法の法案内容に規定される「地域自治組織」を踏まえ「地域の自治的な組織のあり方」について具体的な検討に入る。